

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の様式) 第2条 政令により提出する申請書は、法令に特別の定めがあるもののほか、 <u>様式第1号から様式第5号まで</u> によらなければならない。 2 [略] (試験) 第3条 [略] 2 知事は、試験に合格した者には、製菓衛生師試験合格証書( <u>様式第6号</u> )を交付する。	(申請書の様式) 第2条 政令により提出する申請書は、法令に特別の定めがあるもののほか、 <u>別に定める様式</u> によらなければならない。 2 [略] (試験) 第3条 [略] 2 知事は、試験に合格した者には、製菓衛生師試験合格証書( <u>別記様式</u> )を交付する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第5号までを削る。

改正前	改正後
<u>様式第6号</u> （第3条関係） [略] <u>(A4)</u>	<u>別記様式</u> （第3条関係） [略] <u>(郵便はがき)</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則別記様式は、施行日以後に交付する証書について適用し、施行日前に交付した証書については、なお従前の例による。